

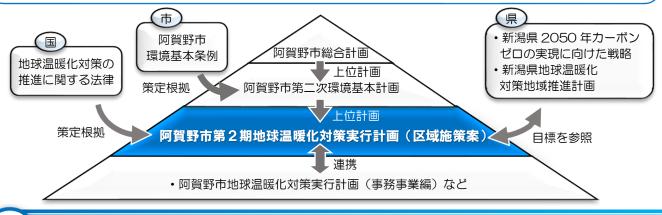
1 計画改定の目的

平成 25 (2013) 年度に策定した「阿賀野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」が 10 年を迎えました。その間に地球温暖化にまつわる社会の諸情勢が大きく変化し、国や県が温室効果ガスの削減目標を大きく変更したことから、本計画を改訂することとしました。また、同時期に改訂した「阿賀野市第二次環境基本計画」は、本計画の上位計画であり、環境分野における基本となる計画です。

2 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)」第21条第4項に基づき策定されるものです。本計画の推進は、市民・事業者・市が主体となり、公共政策、各主体の自主的な取組、主体間の協働により、市域全体で推進されるものです。

温室効果ガスの排出は、あらゆる分野の活動から生じているため、横断的な取組が必要となります。そのため、市のまちづくりの方向性を定めた「阿賀野市総合計画」や、環境行政の方向性を定めた「阿賀野市第二次環境基本計画」の部門計画に位置付けられるとともに、他の分野の各種計画との連携を図ることとします。



3 計画の対象範囲

対 象 範 囲 阿賀野市全域とします。

対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項の規定に基づく 7種のうち、排出量の9割以上を占める二酸化炭素とします。

4 計画の基準年度・目標年度・計画期間

地球温暖化対策の目標は、国、県ともに平成 25 (2013) 年度を基準年度とし、中期目標年度を令和 12 (2030) 年度、長期目標年度を令和 32 (2050) 年としています。本計画もこれらに基づき、平成 25 (2013) 年度を基準年度とし、中間目標年度を令和 12 (2030) 年度、長期目標年度を令和 32 (2050) 年とします。

また、本計画の計画期間を、上位計画の第二次阿賀野市環境基本計画に合わせ、令和6 (2024)年度から令和14(2032)年度までの9年間とします。ただし、社会情勢の変化や環境の課題に柔軟に対応するため、期間内であっても必要に応じて見直します。

5 温室効果ガス排出量の現状

本市の温室効果ガス総排出量は、人口減少も相まって全体的に減少傾向にあり、現在(令和2(2020)年度)の総排出量は365.3 千 t-CO2で、基準年度(平成25(2013)年度)の総排出量469.4 千 t-CO2と比較して約22%の減少となっています。



図 部門別 CO₂排出量の推移

資料:「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)部門別データ(環境省 令和5年3月)を用いて作成

表 温室効果ガス(二酸化炭素)の部門別発生源と発生起源



6 温室効果ガス排出削減目標の設定

本計画では、次に示す削減目標を設定しました。基準年度比 46%削減という中間目標の達成には、BAU 排出量※の推移よりさらに基準年度比 18.3%分(46.0%-27.7%)の削減を上積みする必要があります。また、令和 32 (2050) 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します。

※Business As Usual の略で何も対策をせず現状を維持した場合の推計値

■基準年度■

平成 25 (2013) 年度

■削減目標(中間目標)■

令和 12(2030) 年度において平成 25(2013) 年度から

46%削減

■削減目標(最終目標)■

令和 32(2050)年において

温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す

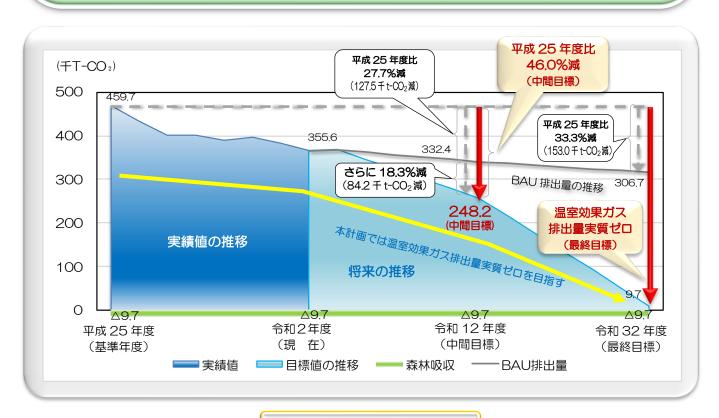


図 基準年度に対する削減目標

BAU による削減量では中間目標を達成できないことから、目指すべき目標から現在へとさかのぼって未来像を実現するための道筋を設定する「バックキャスティング」手法を用いて、令和32(2050)年ゼロカーボンに向けたシナリオを作成する必要があります。

7 温室効果ガスの削減量の目標

以下に太陽光発電設備の設置や電気自動車等への乗り換えなどによる温室効果ガス削減量の推計結果を示します。試算の結果、目標達成に必要な追加的な削減量 84.2 千 t-CO₂/年に対し、それを上回る 84.8 千 t-CO₂/年の削減が見込まれます。

表温室効果ガス削減量の推計結果(総括表)

	項目	設置・普及台数(台・基・件または㎡)	設置率・普及率 (%)	温室効果ガス削減量 (t-CO2)	総ポテンシャル (t-CO2)
太陽光発電設備	家庭部門	583件	4%	1,473	263,153,375
	業務部門	77件	4%	195	34,714,233
	工業用地産業部門	64,800 m	4%	7,086	885,734,550
	経営耕地	520,560 m	0.8%	56,923	35,577,004,425
小水力発電設備	産業部門 阿賀野川水系	1~2 基程度	10%	1,258	17,971
電気自動車等	家庭用、業務用車	756台	5%	1,000	19,983
	運輸部門 貨物車等	448台	5%	15,240	304,778
バイオマス発電設備	産業部門 工業用地	1~2 基程度]	10%	447	22,365
廃棄物部門				<u>*1,200</u>	_
合 計				84,822	36,760,971,680

※ ごみの減量化やリサイクルの推進により、令和 12 年度までに BAU 削減量 1,200tCO2/年と同等の削減を目指す。 廃棄物由来の CO2発生量(R2) 5,300tCO2/年,廃棄物由来の CO2発生量(BAU R12 予測値)4,100tCO2/年,BAU での削減量 1,200tCO2/年

8 本計画の基本方針と基本目標

「阿賀野市第二次環境基本計画」では、『山・土・水、そして光の恵みをありがとう!ともに創り、次代へ引き継ぐ阿賀野の三つの環』を目指すべき姿に掲げ、実現に向けて「自然環境、生活環境、地球環境、環境教育」の4つの基本目標を定めています。

本計画では、前計画を踏襲し「地球環境を思いやり、大切にするまち」を基本方針として、脱炭素社会に向けた社会構造、生活様式への移行をすすめていくこととします。また、阿賀野市第二次環境基本計画では、環境教育に関する基本方針を計画の重要な柱の一つとしており、本計画でも「環境教育の推進」を基本目標の柱の一つとして追加し、本計画の基本目標を以下の4つとします。

基本方針:地球環境を思いやり、大切にするまち (脱炭素社会に向けた社会構造、生活様式への移行)

【4つの基本目標】

 基本目標 1 省 エ ネ の 推 進

 基本目標 2 創 エ ネ の 推 進

 基本目標 3 環 境 保 全 の 推 進

 基本目標 4 環 境 教 育 の 推 進

ガス排出抑制に関する取組 温 宰 郊 果

(1) 具体的な取組

基本施策

具体的な施策

主な取り組み



低炭素社会に向

の移行

省エネ機器の導

入によるエネル

ギー使用量の

削減

- クールビズ、ウォームビズに努めます。
- ・テレワークを推進します。
- ・カーボンフットプリントを考慮した製品を製造・購入・販売します。
- ・ごみになるものは買わない、なるべく長く使用するよう努めます。
- ・食品ロスに対する啓発を通し、ごみの削減を推進します。
- ・リサイクルを推進します。
- けた生活スタイ ルや産業形態へ
 - ・ゼロエミッションの構築を進めます。
 - ・節電、省エネ機器の導入、再生可能エネルギー等の利用など、エネルギーの効率的な利活 用を進めます。
 - ・エコドライブの実践に努めます。
 - ・徒歩や自転車、公共交通機関による移動を心がけます。
 - ・消費生活や事業活動における節電・節水に心がけます。

(1) 省エネ の推進

- ・照明のLED化を推進します。
- ・省エネ機器の導入を推進します。
- ・高断熱化設備等の導入を推進します。
- ・自家用車等の新規購入にあたっては電気自動車や燃料電池自動車等のエコカーの導入に努 めます。 (重点取組※ 電気自動車等の普及目標:運輸部門 家庭用・業務用車両 756 台 貨物車等448台)
- ・ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の導入を検討します。
- ・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の導入を検討します。
- ・国・県の補助事業の情報提供や活用支援を行います。
- ・電気自動車充電スタンド等の整備を促進します。
- · V2H 等、電気自動車や蓄電池と太陽光発電設備の組み合わせにより、自家発電した電力 を利用することを検討します。

(2)

創エネ の推進 自然エネルギー の利活用の推進

- 太陽光発電設備の導入に取り組みます。 (重点取組※ 太陽光発電設備の導入目標:家庭部門 583 件、業務部門 77 件、産業部門 工業用地 64,800 ㎡・経営耕地 520,560 ㎡)
- ・小水力発電設備の設置を検討します。(重点取組※ 小水力発電設備導入目標:産業部門 阿賀野川水系 1~2 基程度)
- 自然エネルギー及び再生可能エネルギーの事業活動への導入技術の開発を進めます。

未利用エネルギー の利活用の推進

- ・バイオマス利活用事業を推進します。(重点取組※ バイオマス発電設備の導入目標:産 業部門 工業用地 1~2 基程度)
- BDF など環境への負荷の低い燃料の使用を進めます。

環境保全の取組

・生け垣やグリーンカーテンの設置など、緑豊かな住宅地づくりに努めます。

・森林や農地を保全し、地球温暖化を引き起こす温室効果ガスの吸収源対策を進めます。

- ・事業所等の敷地における緑化を進めます。
- ・観光における水辺の利活用を推進します。

(3) 環境保全 の推進

企業立地の推進等

- ・地元産材の加工·流通·販売·PR促進事業を推進します。
- ・グリーン・イノベーション による産業連携を進めます。

森林や農地など の吸収源の保全

- ・森林整備を推進します。
- ・里山の保全・整備を推進します。
- ・水辺環境の保全・整備を推進します。
- 街路樹等の道路緑化を推進します。

(4)

環境教育の推進

- ・市民の環境教育を推進します。
- ・市の環境教育推進プログラムに積極的に参加します。

環境教育 の推進

教育関連事業の 推進

- 豊産物体験学習を推進します。
- 農産物体験学習に参加します。
- ・社内の環境に関する専門家を育成します。

※温室効果ガス削減量の目標を達成するための重点取組

(2) 目標達成のためのロードマップ

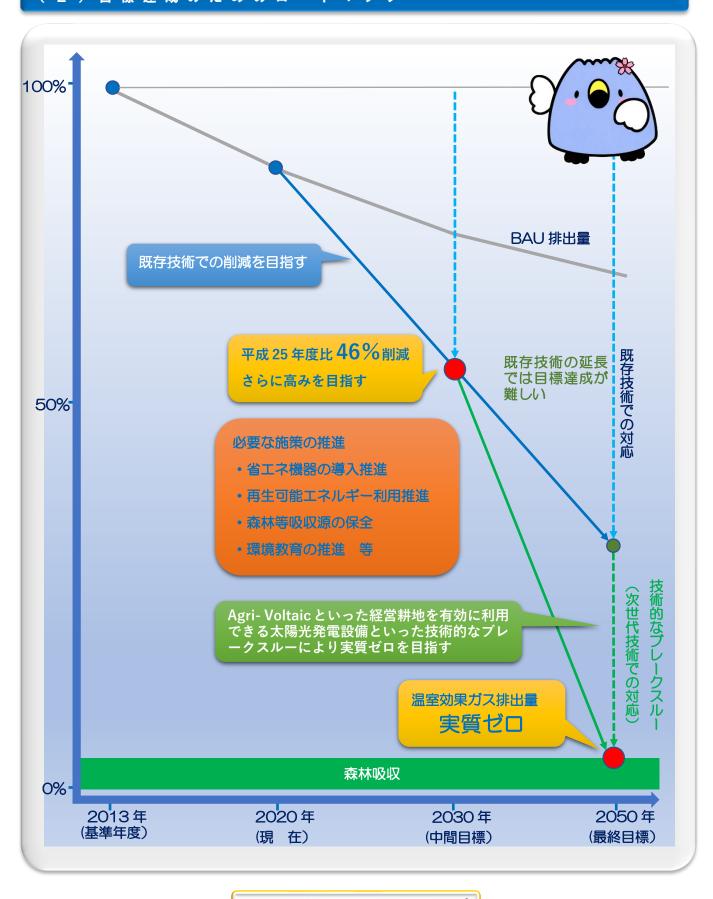
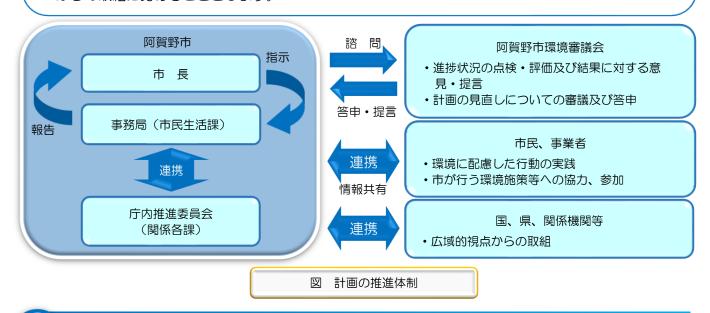


図 目標達成のためのロードマップ

10 計画の実現に向けた推進体制

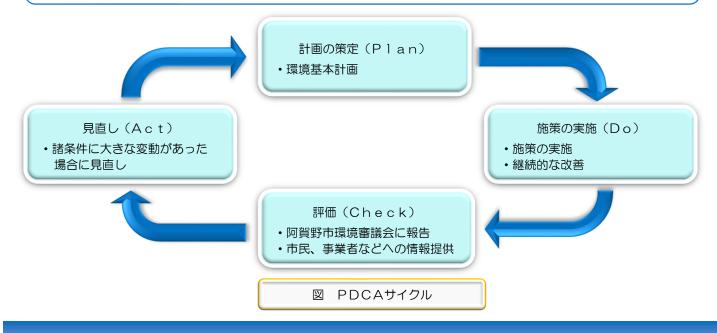
本計画は市・市民・事業者それぞれの役割を果たすとともに、互いに連携することによって推進されます。

市は、関係各課の長もしくは実務担当者と全庁一丸となって計画に取り組むとともに、市民や事業者との連携、国や県、関係機関等との連携を図ることとします。市民や事業者に対しては、市が推進する環境保全対策への協力や活動等への参加を促すとともに、国や県、関係機関等による広域的視点からの取組に努めることとします。



(11) 計 画 の 実 現 に 向 け た 進 捗 管 理

本計画の進行管理は、Plan(計画の策定)、Do(施策の実施)、Check(評価)、Act(見直し)のPDCAサイクルにより、継続的に計画の点検、評価、見直しを行います。



阿賀野市第2期地球温暖化対策実行計画 [区域施策編] 概要版

策定機関:新潟県阿賀野市市民生活課 〒959-2092 新潟県阿賀野市岡山町 10番 15号

電話番号:0250-62-2510(代表)

